

項目	質問	回答
事業者の概要調書について	本業務と関連する規模の大きい業務から5件まで記入とございますが、寄付額が大きい順とした場合同一自治体5件（5年度分）でも問題ございませんか。	別自治体の実績が望ましいですが、5自治体以上の受託業務がない場合はその限りではありません。
	業務の完了報告が確認できる資料の写し、業務の概要が確認できる書類とございますが、具体的にはどのようなもの書類が証明になると想定されておりますか。お示しいただけますと幸いです。	業務を完了した際に契約自治体に提出する業務完了届や自治体から発行される業務完了通知書等と業務概要が確認できる契約自治体との仕様書を想定しております。
参加資格（連合体）について	現時点で、構成員がプライバシーマーク・ISMSと同等のセキュリティ規格を取得しておりませんが、現在取得に向けて審査を進めている段階であります。 その場合は連合体構成員としての資格要件を満たせますでしょうか。	個人情報等を取り扱う構成員が参加表明時点でセキュリティ規格を取得していない場合は資格要件を満たしていないと判断いたします。
事業者の概要調書について	「業務の完了が確認できる資料の写し」について、契約期間の途中等で契約自治体から書類の作成を求められておらず、該当する文書が存在しない場合は、提出不要ということでおろしいでしょうか。また、契約自治体からの求めに応じ、毎月完了届を提出している場合、12ヶ月分それぞれの完了届の写しを提出するべきか、年度末の完了届で足りるかご教示ください。	契約期間中の業務で、年度末の完了報告のみの契約になっている場合は提出不要です。 毎月完了届を提出している場合は、年度末もしくは直近の完了届をご提出ください。
	「業務の概要が確認できる書類」について、契約書（鑑）であるさと納税業務ということがわかれれば書類の添付は不要か、もしくは業務仕様書の鑑ないし全体を提出するべきかご教示ください。	概要調書に記入した業務は契約書（鑑）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し及び業務の内容が確認できる仕様書等をご提出ください。